

## 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1. 課税限度額の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する。

○ 担税能力に応じた負担を求めるため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。

区分	現行	改正後	比較
基礎課税分(医療分)	61万円	<b>63万円</b>	<b>+2万円</b>
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	—
介護納付金分(40～64才)	16万円	<b>17万円</b>	<b>+1万円</b>
合計	96万円	<b>99万円</b>	<b>+3万円</b>

※国民健康保険税は基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で構成される。

#### ○課税限度額改正の影響

区分	現行限度額超過世帯数 (世帯割合率)	改正後限度額超過世帯数 (世帯割合率)	課税額への 影響額
基礎課税分(医療分)	128世帯(0.76%)	121世帯(0.72%)	+約248万円
後期高齢者支援金分	—	—	—
介護納付金分(40～64才)	70世帯(0.42%)	56世帯(0.33%)	+約64万円
合計	—	—	<b>+約312万円</b>

※世帯割合率＝限度額超過世帯÷国保加入世帯数（令和2年1月末時点 16,759世帯）

#### 【参考：これまでの改正経過】

年度	基礎課税分 (医療分)	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40～64才)	合計
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
平成31年度	61万円	19万円	16万円	96万円

### 2. 施行期日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

### 3. 適用区分

改正後の条例規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。